

孝例

兩親の危き場を救ひ候は、平常行狀とは申ながら、卑賤の少女には別て孝心奇特の儀に付、右之趣申上、爲褒美銀五枚とらせ遣す。

〔日本書紀三神武〕四年二月甲申詔曰、我皇祖之靈也自天降靈光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神用申。大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原用祭皇祖天神焉。

〔日本書紀四綏靖〕天皇風姿岐嶷○中神日本磐余彥天皇崩時神淳名川耳尊孝性純深悲慕無已時留心於哀葬之事焉。

〔續日本紀六元明〕和銅七年十一月戊子、大倭國○中有智郡女曰比信紗並終身勿事旌孝義也○中信紗民直果安妻也、事舅姑以孝聞夫亡之後、積年守志、自提孩稚并妻子總八人、撫養無別、事舅姑自竭婦禮、爲鄉里之所歎也。

〔古今著聞集八孝行恩愛〕昔元正天皇の御時、美濃國にまづしくいやしきおのこ有けり、老たる父をもちたりけるを、此男山の木草をとりて、其あたひをえて父を養けり、此父朝夕あなたちに酒をあひしほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒うる家に望て、つねにこれをこひて父を養、ある時山に入て薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香の忘ければ、思はずにあやしくて、其あたりを見るに、石の中より水ながれ出る所有、その色酒に似たりければ、くみてなむるに目出たき酒也、うれしく覺て、其後日々に是を汲て、あくまで父をやしなふ、時にみかど正元此事を聞召て、靈龜三年九月日其所へ行幸ありて觀覽ありけり、是則至孝の故に天神地祇あはれび、其德をあらはすと感せさせ給て、美濃守になされにけり、家ゆたかに成て、いよ／＼孝養の心ふかゝりけり、其酒の出る所を養老の瀧と名付られけり、これによりて同十一月に、年號を養老とあらためられるとぞ。

〔續日本紀八元正〕養老四年六月己酉漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝直丁秦犬麻呂坐盜司漆